

(別紙)

諮問番号：令和5年度諮問第17号

答申番号：令和5年度答申第20号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね、次の理由により、原処分（生活保護費返還処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 遺産相続は個人の相続意思に基づくものであるところ、処分庁の職員から遺産分割について均等に配分を受けるようにとの強制指示があり、これは遺産相続協議に対する不当な介入に当たり、違法である。
- (2) 遺産分割により相続した財産を「資力」とみなすことができるのは、遺産相続に係る指示書（以下「本件指示書」という。）を受けた時点以降であるべきであり、生活保護法（以下「法」という。）第63条に基づく返還義務の対象は本件指示書の日付以降に支給された保護費に限定すべきで、それより前に支給された保護費についてまで返還義務を認めた原処分は違法である。
- (3) 仮に医療扶助費の返還を求めるとしても、その3割の返還を求めるのが相当であったにもかかわらず、医療扶助費全額の返還を命じた原処分は裁量権の範囲の逸脱又はその濫用であり、違法である。
- (4) 原処分は「生活保護問答集について」（以下「問答集」という。）を根拠としているが、問答集は厚生労働省の内部事務上の連絡文書であって、法的根拠と認めることはできない。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 民法の規定により、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとされており、問答集においては、資力の発生時点を被相続人の死亡時とし、遺産分割手続により被保護者が相続した財産の額を限度として、被相続人死亡時以降に支給された保護費が返還等の対象となるとしている。
- (2) 法第63条に基づく返還対象は「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内」であり、現物給付として行われた医療扶助も含まれることから、資力発

生後の医療扶助分全額が返還等の対象となる。

- (3) 問答集は、地方自治法（以下「自治法」という。）に基づく技術的助言として法等の解釈や制度運用上参考とすべき内容が通知されているものであり、原処分を行うに当たっては、問答集の内容を踏まえて行っている。
- (4) 請求人の相続に当たり、遺産を均等に相続するよう強制した事実はない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 請求人は、請求人の弟（以下「弟」という。）の死亡によりその遺産を相続したのであるから、法第63条に基づく返還の対象となる資力の発生時点は弟の死亡日であり、返還請求の対象は、原則として遺産分割手続により請求人が相続した遺産額を限度として、弟の死亡日以後に支給された保護費の全額となる。
- 2 処分庁は、令和4年1月12日、請求人からの報告により、弟が令和3年1月3日死亡したこと及び弟の遺産分割協議が完了し請求人が遺産を相続したことを把握したことから、法第63条に基づく返還の対象となる資力の発生時点を弟の死亡日（令和3年1月3日）として、請求人が相続した遺産額を限度とし、当該日から請求人の保護を廃止した日の前日である令和3年12月31日までの間に請求人に対して支給した保護費を返還請求の対象として、原処分を行ったことが認められる。
- 3 以上のとおり、こうした処分庁の判断が法及び処理基準に照らし違背するものではないことから、原処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年12月13日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月21日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われることとされており（法第4条第1項）、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

また、保護費の返還に係る事務は、自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）を定めているが、処理基準によれば、法第63条は、

本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品の全額を返還すべきとされている。

そして、被保護者に相続があった場合における法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時とし、返還請求の対象は、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人の死亡時以後に支給された保護費とされている。

そこで本件についてみると、弟は令和3年1月3日に死亡し、請求人は弟の遺産を相続したのであるから、資力は弟の死亡日に発生したのであり、また、当該死亡日以後に支給された保護費が法第63条に基づく返還対象となるところ、処分庁は、返還額の算定において、当該死亡日から請求人の保護廃止日の前日（令和3年12月31日）までの間に請求人に支給した保護費（生活扶助、医療扶助及び一時扶助）の合計である112万6,646円を対象として処理基準に則って原処分を行ったことが認められる。

なお、請求人は、遺産相続は個人の相続意思に基づくものであるにもかかわらず、遺産分割について均等に配分を受けるようにとの強制指示は、遺産相続協議への不当な介入に当たると主張する。なるほど、処分庁からの指示は、相続財産が法第4条第1項の「その利用し得る資産」に該当するものであるということ为前提として、相続をしなければ保護の廃止等になると誤認させかねないものであったものの、「相続財産が生活維持のために活用できるものであった場合は適正に相続を受けるよう話合いや手続等を進めること」を求めたに過ぎず、これが強制に当たるものであったとまで認めることはできない。

他方、請求人は、相続財産を資力とみなして法第63条に基づく返還義務の対象とするのは、処分庁が請求人に対して行った指示の日付（令和3年9月16日）以降に支給された保護費に限定すべきであると主張する。しかしながら、相続は、死亡によって開始され（民法第882条）、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法第896条）のであるから、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力は被相続人の死亡時に発生したというほかのないのであり、請求人の主張を採用することはできない。

さらに、請求人は、医療扶助費の返還を求めるとしても、その3割の返還が相当であると主張する。しかしながら、法第63条に基づく費用返還の対象には現物給付として行われた医療扶助が含まれており、法令や処理基準上、その3割の返還が適当と認めるに足る根拠はないから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄

却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子